

岩手県告示第537号

社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）附則第4条第2項の規定により、^{かくたん}喀痰吸引等研修を行う事業所を次のとおり登録した。

平成24年8月3日

岩手県知事 達 増 拓 也

事業者の名称又は氏名	事業者の住所	事業所の名称	事業所の所在地	登録年月日
株式会社ケアサポート 岩手さくら会	盛岡市松園一丁目12番 1号	ケアサポート岩手さくら 会訪問介護事業所	盛岡市松園一丁目12番 1号	平成24年6月29日